**BOURBON CORPORATION** 

### 最終更新日:2015年7月10日 株式会社ブルボン

代表取締役社長 吉田 康 問合せ先:総務推進部 行田 宏文

証券コード:2208

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社の経営理念である「利害相反する人を含め、集団の生存性を高める」を基にして、経営上の組織体制や仕組みを改革・整備することにより、 21世紀に通用するコーポレート・ガバナンスを充実し、経営の公正性と透明性の一層の向上を実現する施策を実施しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人ブルボン吉田記念財団	2,612,570	9.43
吉田興産株式会社	2,200,000	7.94
ブルボン柏湧共栄会	1,622,000	5.85
吉田康	1,171,602	4.22
吉田和代	1,167,872	4.21
株式会社第四銀行	1,139,666	4.11
株式会社北越銀行	1,131,998	4.08
北日本興産株式会社	1,055,162	3.80
吉田暁弘	772,585	2.78
吉田真理	720,145	2.59

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3月

業種 食料品

直前事業年度末における(連結)従業員

数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 17名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長
社長

取締役の人数 17名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されて 2名いる人数

会社との関係(1)

<b>丘</b> 夕	属性				=	会社な	上の関	[係()	<b>X</b> )			
<b>八</b> 石	<b>尚</b> 注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
平山征夫	学者											
川村治夫	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- % 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「 $\Delta$ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平山征夫	0		平山征夫氏は、豊富な行政経験、国際的金融・財政などの広範な視野を有しておりますとともに、当社と利害関係を有せず、高い独立性を有していることから一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断して独立役員に指定いたしました。
川村治夫	0		川村治夫氏は、海外での豊富な経験を有しておりますとともに、当社と利害関係を有せず、高い独立性を有していることから一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断して独立 の貴に指定いたしました。

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と年度の監査計画及び監査方針のすり合わせを行い、中間期・期末の決算毎に会計監査指摘事項・会計監査報告について意見交換・協議などを実施しております。

また、内部監査については専任の部署を設置しており、監査結果を監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されて 2名いる人数

#### 会社との関係(1)

丘夕 层州		氏名 属性 会社との									関係	( <u>X</u> )				
La La	<b>海江</b>	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-	m		
菊池慎	弁護士															
川上悦男	税理士															

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊池慎	0		菊池慎氏は、弁護士として専門的な知識、経験を有しておりますとともに、当社と利害関係を 有せず、高い独立性を有していることから一般 株主と利益相反が生じる恐れがないと判断して 独立役員に指定いたしました。
川上悦男	0		川上悦男氏は、2012年6月まで当社の顧問税理士に就任しておりました。税務経験豊富な社外監査役として取締役会等において専門的見地からの発言や適切な牽制機能を果たすと考えられ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断して独立役員に指定いたしました。

#### 【独立役員関係】

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

検討課題として捉えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬の合計額は、2015年3月31日現在、131百万円です。(但し、社外取締役及び従業員分を除く)

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務推進部が事務局としての機能を果たしており、取締役会に付議する議案について、必要に応じた事前説明等の情報伝達を行っております。

また、社外監査役に対しては、常勤監査役も含めての監査役会事務室を設置しております。監査役会を定期的に開催し、常勤監査役より社外 監査役へ監査の実施状況等について説明をしております。また、当社は、社団法人日本監査役協会に加入し、開催される研究会等へ参加など知 識取得のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### ○コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の経営理念である「利害相反する人を含め、集団の生存性を高める」を基にして、経営上の組織体制や仕組みを改革・整備することにより、コーポレート・ガバナンスを充実し、経営の公正性と透明性の一層の向上を実現する施策を実施してまいります。

当社は、取締役会を随時開催可能な体制としており、機動的、かつ十分な審議を行い意思決定を行っております。また、これとは別に幅広く審議を行うため、代表取締役社長が議長を務める役員連絡会議・全社制策連絡会議を設け、業務執行に関する基本事項および施策の実施、重要事項の報告、討議を行い取締役会へ議案提出も行っております。

当社は、取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「経営理念」「行動規範・指針」および「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス推進の教育、研修の実施を行うとともに、法令の施行、改訂などを収集、全社制策連絡会議において報告し、各部署への周知・徹底を図っております。全ての役員および使用人は、行動規範の基本原則である法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進めております。

#### ○監査の状況

当社の監査役は4名で、常勤監査役2名および非常勤監査役2名であります。監査役の監査活動は、取締役の業務執行監査、重要会議への 出席、工場などの往査、連結子会社の監査などの他、代表取締役との定期的会合、会計監査人からの中間期・期末の決算毎の会計監査指摘事項・会計監査報告について意見交換、協議などを実施しております。

内部監査につきましては、専任の部署を設置しております。財務管理部は、営業拠点の業務の適正性について監査を実施し、業務の改善に向けて具体的なアドバイスや勧告を行っております。品質保証部は、各工場及び当社の企業集団の生産活動における、安全・衛生・環境保全・品質記録管理等が適正に実行されているか、また、原材料の国内外の納入先に対する履歴管理、生産管理体制の監査を実施し、随時、改善活動の推進を図っております。

取締役の施策活性化と効率化を図るとともに幅広い人材の登用を目的として、取締役の任期を1年制とし、また、取締役の定年制を規範として プロフェッショナルな若手人材の登用門戸を確立しています。 弁護士及び税理士などの専門家には第三者の立場から当社の企業集団の経営に関わる法律上、会計上の問題について専門的な指導、監視、助言をいただいております。企業経営上や日常業務上の法律問題については、定期的、あるいは必要に応じて相談をしております。

#### 〇会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく会計監査に太陽ASG有限責任監査法人を起用しております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は、同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約を締結しており、それに基づき報酬を支払っております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業活動を通じて当社を取り巻く七媒体(株主、消費者、流通、国県市町村、取引先、金融機関、従業員)との良好な関係を構築するとともに経営の健全化と透明性の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制として、監査役設置会社制度を導入しております。

独立役員としての要件を満たしている社外監査役2名を含めた監査役4名および独立役員の要件を満たしている社外取締役2名が、独立した立場から取締役会に出席し、客観的かつ専門的な観点から議案・審議等に必要な発言を行い、経営の監督を行っております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

ビジュアル化による会社状況の説明を時間をかけて丁寧に行っております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身 による説明 の有無

IR資料のホームページ掲載

決算短信、決算公告、ニュースリリースなどの掲載を行っております。

IRに関する部署(担当者)の設置

総務推進部、財務管理部です。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定

「利害相反する人を含め、集団の生存性を高める」を経営理念としております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

ISO14001の認証を取得し環境保全活動の実施、環境報告書の作成を行っております。 また、当社は、心と体の健康づくりをテーマに、文化・芸術、スポーツ支援活動に取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

株主をはじめ企業のステークホルダーズ(利害関係者)等広く社会とのコミュニケーションに努め、企業情報を公平かつ積極的に開示しております。

当社は、消費者の笑顔創出につながる菓子・飲料・食品の製造・販売事業を行っており、性別

や国籍、年齢等に関わらず、多用な人材の活躍を重視しております。 現時点での女性役員はおりませんが、人材の登用は能力、実績、見識などを総合的に評価して判断を行っております。女性による商品開発の実施や販売、管理など、管理職を含め女性が活躍できる環境づくりに取り組んでおります。

その他

社員が継続して働き続け、充実した生活を支援するため、仕事と家庭の両立がしやすい働き 方や3年間の育児休業制度導入など、ワークライフバランス&スタディの充実に取り組んでおり ます。

## **Ⅳ**内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を2006年5月12日開催の当社取締役会において定めております。

- 1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
- (1)当社及びグループ会社の取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「経営理念」「行動規範・指針」を定めます。そして当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、行動規範の基本原則である法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進めます。
- (2)当社及びグループ会社では、コンプライアンスの推進のため、教育、研修を実施します。また、法令の施行、改定などを拾い出し全社制策連絡会議において報告する事で、各部署への周知・徹底を図ります。
- (3)当社及びグループ会社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応します。
- (4)当社及びグループ会社の業務活動の改善提案及びコンプライアンスに関する疑問や違反行為等の通報のため、社外を含めた複数の通報相談窓口「ヘルプライン」を設置します。また、通報者の保護を徹底します。
- (5)当社は、代表取締役社長直轄の内部監査局を設置し、定期的に実施する内部監査を通じて、業務実施状況の実態を把握し、当社及びグループ会社の業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか調査します。さらに、当社及びグループ会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか確認することにより、当社及びグループ会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を当社監査役会及び関係取締役に報告します。
- (6)当社及びグループ会社は、金融商品取引法その他諸法令・諸基準に則り、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築します。
- 2. 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- (1)当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や稟議書、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程を定め保存、管理します。
- (2)文書の種類に応じ保管期間、管理責任部署、保管場所等を定めるとともに、議事録等の重要文書類については、10年間閲覧可能な状態を維持します。
- 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社は、業務執行に係る社会情勢の変化、販売及び取引構造の変化、品質保証関係、経済情勢等の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクを認識し、それらの危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失のリスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。具体的には内部統制委員会の指示の下、個々のリスク毎に管理責任部署及び責任者を定め体制を整えるとともに、リスク管理規程に基づき、定期的に対応策の見直し、教育の実施、周知徹底を行います。
- (2)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整えます。
- 4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)当社及びグループ会社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、取締役会規則により、職務執行の効率化を図ります。
- (2)当社及びグループ会社の取締役会とは別に、内部統制体制の図に示す全社制策連絡会議を随時開催し、業務執行に関する基本事項及び施策の実施、必要事項の報告を行います。
  - (3)当社の常勤監査役は当社の取締役会と全社制策連絡会議に出席し、意見陳述及び取締役の業務執行に関する監査等を行います。
- 5. その他当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)グループ会社は当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び特質を踏まえ当社準拠の内部統制システムを整備します。
- (2)グループ会社の経営につきましては、当社関係部署の支援のもと、その自主性を尊重しつつ事業内容の報告を随時、全社制策連絡会議にて行います。また重要案件については当社関係取締役を交えた事前協議を行います。
- (3)主要なグループ会社につきましては、当社の監査役が定期的に監査を行い業務の適正を確保する体制を整備します。
- 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1)当社の監査役は、内部監査局及び会計監査人と必要に応じ意見・情報の交換を行うことができ、またその判断により職務遂行に必要な調査、情報収集等を実施可能な体制を構築します。
- (2)当社の監査役の職務を補助する使用人に関する機関として、監査役会事務室(専任職員1名、総務推進部との兼任職員1名)を設置します。
- 7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人に指示・命令した業務については、当社の取締役及び使用人は指揮命令の権限を有しません。
- (2)その適切な職務遂行のため、人事評価、人事異動、懲罰等の決定については、事前に当社の監査役の同意を必要とします。
- 8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当社の監査役の職務を補助する使用人は、その指示・命令に従い行動します。
- (2)当社の監査役は、内部監査局と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査局に代表取締役社長を通して調査を求めることとします。
- 9. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- (1)当社の監査役は、当社及びグループ会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社及びグループ会社の取締役会や全社制策連絡会議の他、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び使用人等から説明を求めることができることとします。
- (2)当社及びグループ会社の取締役及び使用人等は、重大なコンプライアンス違反や、信用失墜を引き起こし会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、或いは当社及びグループ会社の業務または業務に影響を与える重要な事項を発見した際には、当社の監査役へ適時、適切な報告を行う体制を確保します。
  - (3)通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容について、担当部門は定期的に当社の監査役へ報告します。
- 10. 当社の監査役へ前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)当社の監査役へ、前項の報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に対し、その報告の事実をもって不利な取り扱いをしません。

- 11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に 係る方針に関する事項
- (1) 当社の監査役の監査に係る費用は、その監査計画に応じて予算化することで、その職務の円滑な執行を可能にします。
- (2)監査の為に必要な費用の前払又は償還は速やかに行います。
- 12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の監査計画及び監査結果について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図り効果的な監査業務の遂行を図ります。
- (2)代表取締役と当社の監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととします。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応いたします。

この方針につきましては、2008年3月22日付の取締役会において、当社の「内部統制システム構築の基本方針」へ追加することを決議し、設定しておりますとともに、当社の全従業員へ配布している「行動規範・指針」にも、法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進める行動指針に明記し、周知・徹底を図っております。

また、取引契約書の中に条項としても盛り込んでおります。



1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

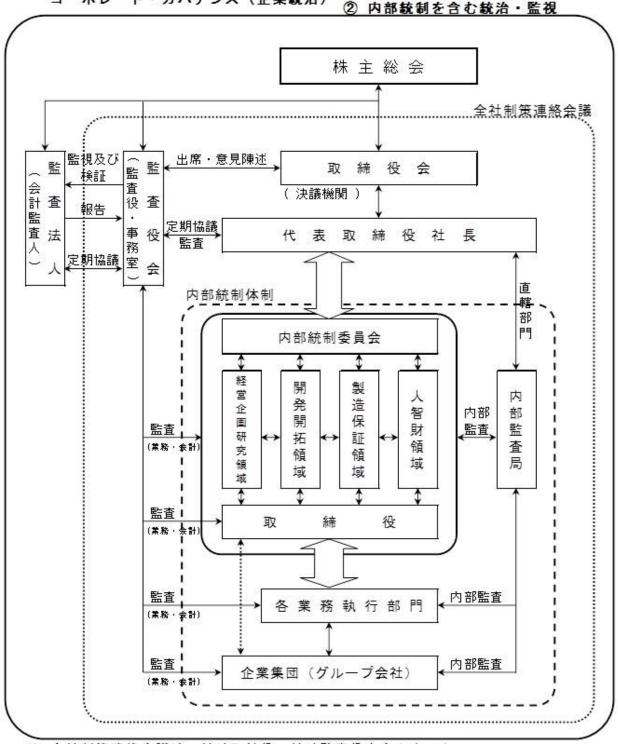
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

# コーポレート・ガバナンスと内部統制体制

コーポレート・ガバナンス(企業統治) ② 弁解状態を発表



※ 全社制策連絡会議は、社外取締役、社外監査役を含みません。

